

平成十九年十二月十二日提出
質問第三二二三号

薬害肝炎に対する今後の政府の対応に関する質問主意書

提出者
山井和則

葉害肝炎に対する今後の政府の対応に関する質問主意書

一 フィブリノゲン製剤の納入先七〇〇〇医療機関の新聞紙上における再公表（以下、新聞再公表）について、厚生労働省は「来年一月中旬を目途に（略）行うこととしている」（答弁二八九号）とのことである。

一方、厚生労働省「フィブリノゲン製剤等に関する相談窓口」（以下、相談窓口）には連日、多くの不安を抱えた方からの相談が届いている。相談窓口は年内十二月二十八日で終える予定となっているが、一月中旬に新聞再公表するのであれば、当面延長し続けるべきである。

厚生労働省は相談窓口を一月中旬以降も開くのか。お教えいただきたい。

二 新聞再公表する際には、相談窓口についての新聞紙上における告知が合わせて必要ではないか。見解を問う。

三 厚生労働省は一月中旬以降も相談窓口を開く場合、いつまで開くのか。二月以降も途切れることなく開くべきではないか。お教えいただきたい。

四 新聞再公表だけでなく、その七〇〇〇医療機関にカルテ、手術記録、分娩記録、薬剤使用記録等フィブ

リノゲン製剤の投与の記録が記載されている可能性のある一切の記録が残っているか再度、確認すべきではないか。厚労省は再確認する考えはあるか。ある場合、それはいつからどのように行うのか。ない場合、それはなぜか。

五 厚生労働省「フィブリノゲン製剤投与後の四一八例の肝炎等発症患者の症状等に関する調査検討会」
（以下、調査検討会）構成員のうち、二名が過去三年間、田辺三菱製薬から「講演料等として総額約二十万円を受領した」（答弁二八九号）とのことであった。

調査検討会構成員のうち過去二十年間で旧ミドリ十字および承継企業から研究費、講演料、原稿料等ならかの金銭を受け取っている方はいるか。いる場合、それはだれで、いくら、何の名目で受け取っているか。お教えいただきたい。

右質問する。